

司法事例化した広汎性発達障害の少年における自己意識と心の理論

十一元三*1, 梅下節瑠*2, 熊上崇*3, 崎濱盛三*4

*1 京都大学大学院医学研究科, *2 京都家庭裁判所, *3 さいたま家庭裁判所川越支部, *4 大津家庭裁判所
<要旨>

<背景> 広汎性発達障害 (PDD) の少年による司法事例では、“善悪の知識” や年齢相応の知識を持つにも拘わらず社会的問題行動に至ったケースが少なからず含まれている。これらの少年では、社会的感覚(社会性)と密接に関連する自己意識の形成が希薄である可能性が高い。本研究では、家庭裁判所に係属した PDD の少年について、認知機能検査を用いて、「自己意識」および「他者の思考を推論する能力(心の理論)」の発達上の特徴を明らかにすることを目指した。<方法> 家庭裁判所に係属しアスペルガー障害または特定不能型の広汎性発達障害 (PDD-NOS) と診断されたケース(司法群、20 名)、および年齢、家族・生育環境がほぼ一致した同上の PDD を持つ通院者(一般群、24 名)が参加した。検査内容は、Wechsler 知能検査、自己意識を反映するといわれる自己準拠効果を調べる「自己準拠検査」、心の理論課題、生育環境スクリーニングを実施した。<結果> 予想に反し、心の理論のみならず、自己意識の発達度も司法事例化の重要な要因とは考えがたいことを示す結果が得られた。<考察> PDD をもつ少年が司法事例化するにあたり、心の理論や自己意識の発達が予測因子とは考えがたく、一部のケースについては知的発達の問題と社会性の困難との相乗効果の関与が予想されるとともに、未診断による支援の得られにくさが重要な要因である可能性が示唆された。

<キーワード>

広汎性発達障害、少年、事件、司法、自己意識、心の理論、知能、生育環境

【はじめに】

非行の低年齢化と深刻化は、教育現場における少年の混乱とともに、近年の重大な問題として注目されるようになった。それらの中に、社会的に報道された事件を含めた非行事例の一部に、アスペルガー障害を中心とする広汎性発達障害が関与するケースが散見されるようになり、家庭裁判所関係者からもいくつかの事例が報告されている。

広汎性発達障害をもつ少年による司法事例

の場合、一般の非行とは異なる特徴が数多く見出されている(十一 2004, 2006)。そこでは、非行の内容そのものより、動機や経緯の不可解さゆえに関係者に少なからぬ動揺をもたらしたと考えられるケースが少なくない。

広汎性発達障害を持つ少年が非行化する割合は僅かであり、それ以外の少年における割合と大きな相違はないと予想されが、非行化と関連する要因を探るため、司法事例化した少年の

精神発達上の特徴を明らかにすることは、事件の背景や経緯を正しく理解し、処遇や再非行予防、その後の支援を検討するうえで重要であると思われる。

広汎性発達障害の少年による司法事例においてしばしば見かけられる特徴は、“善悪の知識”や年齢相応の知識を持つにも拘わらず、周囲の人々や世間の目を気にすることなく、社会的問題行動に至るといった経緯である。これらのケースでは、少年自身の社会的感覚(社会性)と強く関連する自己意識の形成が希薄である可能性がある。また、広汎性発達障害の基本障害として一時期注目された“心の理論”すなわち他者の思考内容を前後の状況から推論する能力についても、周囲の受け取り方を念頭におかないかのような非行態様と関連する可能性が考えられる。

本研究では、家庭裁判所に係属した広汎性発達障害の少年群および非係属群を対象に、一般の認知機能検査に加え、「自己意識」および「他者の思考を推論する能力」を調べる検査(心の理論課題)を実施することにより、広汎性発達障害の少年における社会的問題行動と関連する要因を探った。

【方法】

1. 参加者

1) 司法群

通常学級に在籍する、(あるいは在籍した)少年で、非行により家庭裁判所に係属し、調査段階または家裁係属以前に広汎性発達障害と診断されたケースのうち、家庭裁判所に継続した段階でアメリカ精神医学会の診断基準(DSM-IV-TR)の「アスペルガー障害」または「特定不能型の広汎性発達障害」の診断が該当した少年20名(平均年齢16.7歳)を司法群とした。その内訳は、アスペルガー障害が12名、特定不能型の広汎性発達障害が8名であり、全員が男子であった。なお、本段階における広汎性発達障害の診断(再診断)はすべて児童精神科医により行われた。

司法群の被験者のうち、家庭裁判所に係属する以前から広汎性発達障害の診断を受けていた少年は1名のみであった。

司法群にみられた主な非行の内容は、窃盗、傷害、放火、強制わいせつ、迷惑条例違反などであった。

2) 一般群

児童精神科外来通院中で、DSM-IV-TRにより「アスペルガー障害」あるいは「特定不能型の広汎性発達障害」と診断された少年のうち、司

法群と年齢、性別および家族/生育環境(後述)がほぼ一致するよう通院者の中から参加者を募った。そのうち、薬剤を服用中でない者24名(アスペルガー障害が14名、PDD-NOSが10名)を一般群とした(平均年齢17.1歳)。一般群は、主に不登校や日常生活上の不適応をもとに、保護者の意志で受診に至ったケースが多かったが、一部は学校関係者(担任、養護教諭など)の勧めにより受診したケースもあった。

なお、研究参加にあたり、1)、2)両群とも本人および保護者(一般群のうち成人のケースについては本人のみ)から書面による同意を得た。

2. 検査項目

1) 知能検査

知的発達の状態について調べるため、Wechsler Adult Intelligence Scale-Revised 日本語版(WAIS-R)またはWechsler Intelligence Scale for Children III 日本語版(WISC-III)を実施した。

2) 自己意識

自己意識を反映するといわれる自己準拠効果(self-reference effect)を調べる「自己準拠検査」により、自己意識の発達を評価した。検査の手順は以下の通りである。

A. 学習段階

まず、後で再認を問う単語(ターゲット)の呈示に先立ち、発音・意味・自己準拠のうちいずれかに関する質問を行い、「はい」か「いいえ」で回答を求めた。

例) 発音に関する質問:「“ただしい”は次の単語と語尾が同じですか?」

例) 意味に関する質問:「(次の単語は)人に対してやさしいことですか?」

例) 自己準拠質問:「(次の単語は)あなたに当てはまりますか?」

次に、ターゲットとなる単語を呈示して回答を求めた。質問-単語は合計36ペア呈示したが、最初および最後の3ペア(計6ペア)で使用したターゲットについては、初頭効果および新近性効果を除外するため、後述する記憶検査には用いなかった。

ターゲットに使用した語はすべて人物の属性に関する形容詞(例、やさしい)あるいは名詞(例、しょうじき)であり、表記には平仮名を用いた。すべての被験者に対して同じ30個のターゲットが使用されている。

質問については、1つのターゲット(例、しんせつ)に対して発音(例、「“けんせつ”と韻を踏みますか?」)、意味(例、「人に対して

やさしいことですか?」)、自己準拠の3通りが作成されており、1つのターゲットにはそのいずれかを質問した。

ターゲットに対する合計30の質問のうち、10個は発音についての質問、10個は意味についての質問、残りの10個は自己準拠質問を使用した。

B. 再認(記憶)段階

すべての質問と単語呈示を終えた直後に、再認シート(ターゲット30語および無関係のディストラクタ60語が印刷)を配り、被験者が見たと思う30語に丸印をつけるよう教示した(3分間)。それをもとに各被験者における質問の種類ごとの再認数を算出した。

再認シートは正解位置の影響がないよう3種類を用意し、各群の被験者ごとにライダムを選んで使用した。

C. 自己意識の判定

各被験者について、自己準拠質問を受けた単語の再認数が、それ以外の質問(音韻、意味)を受けた単語の再認数を上回った場合(記憶促進効果である自己準拠効果がみられた場合)に「自己意識(+)」と判定した。

3) 心の理論課題

広く使用されている“サリー・アン課題”の修正版を作成した。コンピューターの画面上で紙芝居の形式で物語りを呈示し、他者の思考に対する推論能力(2種類の難度)について調べた。

難度の異なる2つの質問への正解に応じて3段階(非通過、1段階のみ通過、2段階を通過)で評価した。

課題内容の概略は以下の通りである。

A. 第1場面

サリーとアンの二人が同じ部屋にいる。

そこにはバスケットと箱という2種類の入れ物と1個のボールがある。

B. 第2場面

サリーはアンの目の前でボールをバスケットにいれてその蓋を閉める。

C. 第3場面

サリーはそのまま部屋を立ち去る(アンは引き続き部屋にいる)。

D. 第4場面

サリーが部屋を立ち去ってから、アンはボールをバスケットから取り出して、箱に移動する(蓋は閉める)。

E. 第5場面

しばらくしてサリーが再び部屋に戻り、先ほどのボールを取り出そうとする。

質問1. 「サリーはどこからボールを取り出そうかと思いませんか?」

(正解は「バスケット」; 1次通過と呼ぶ)

(以下、質問1に正解した場合のみ続ける)

F. 第6場面

第3場面のあと、サリーは部屋の外からアンのしたこと(ボールの場所を移した第4場面)を扉のすきまから覗いて知っていた場面を解説とともに呈示。

G. 第7場面(第5場面の再現)

サリーが再び部屋に戻り、先ほどのボールを取り出そうとする。

質問2. 「今度は、サリーはどこからボールを取り出そうかと思いませんか?」

(正解は「箱」; 2次通過と呼ぶ)

なお、各質問への回答に続いて、「そう判断した理由について説明して下さい」と尋ね、推論の思路について検討する参考材料とした。

4) 生育環境上の逆境に関する質問

生育環境上、明らかな逆境と思われる以下に示した9項目について自己記入式で回答を求めた。

回答は「はい」か「いいえ」に丸印をつける形式とし、答えたくない項目については未回答で良い旨を予め伝えた。

項目1. 身体的虐待

アザができるまで繰り返し殴られたなど

項目2. 心理的虐待

冷遇やことばによる暴力など

項目3. 性的虐待

明らかな性的接触など

項目4. 家族の物質乱用

アルコール依存症や薬物中毒など

項目5. 家族の服役歴

親が刑務所に入ったことがあるなど

項目6. 家族の精神的問題

慢性精神疾患や自殺歴など

項目7. 家庭内暴力

父親の母親への暴力など

項目8. 保護者の不在

両親の一方または両方がいない

項目9. ネグレクト

養育放棄につながるような極端な無視など

3. 解析方法

司法群と一般群の比較にあたり、検査1) (知能検査)については対応のないt検定を用いた。検査2) (自己意識)および3) (心の理論)については主にカイ自乗検定を用いて両群を比較した。

【結果】

両群とも被験者全員がすべての検査を無事に実施した。検査の指示や質問の意味を理解できない者はみられず、検査実施にあたり全般的に協力的であった。

1. Wechsler 知能検査

司法群の全般的知能指数 (Full Scale IQ) は平均 (標準偏差) が 89.3 (21.3) であった。一方、一般群の全般的知能指数は 93.1 (15.8) であり、両群の知能指数に有意差はみられなかった。

次に、1標準偏差に相当するIQ幅 (SD=15) により4つの分布範囲に分けて両群を調べたところ、表1のような人数分布が得られ、司法群においてIQの高い (IQ>115) グループと低い (IQ<85) グループへの有意な分布の偏りがみられた ($p<.05$, カイ自乗検定)。

表1 両群における知能の分布 (人数)

Full Scale IQ	<85	85-100	101-115	115<
司法群 (N=20)	10	3	2	5
一般群 (N=24)	4	11	6	3

2. 自己意識

司法群、一般群とも学習段階における質問への誤答はいずれの種類 (発音、意味) ともゼロであり、質問内容を理解していたとともに、語の読みと意味について正しく捉えていたと考えられた。

自己準拠質問については、「はい」 (呈示された人物属性語が自分に当てはまると考えたことを表す) という答えが司法群では約 57%、一般群では約 60% であり、両群に有意差はみられなかった。

さらに、自己準拠効果判定に先立ち、再認数について群 (司法群、一般群) x 質問 (意味、発音、自己準拠) x 回答タイプ (はい、いいえ) の反復測定分散分析を行ったところ、回答タイ

プと他の要因 (群、質問) との交互作用あるいは二重交互作用はみられなかった。以上の準備解析より、本検査による自己意識 (自己準拠効果) の判定は、用いた単語や質問の偏りによるものではないと考えられた。

次に、両群における質問別の再認成績を表2に示した。

表2 両群における質問種類別の再認率

	司法群	一般群
音韻	46%	42%
意味	74%	68%
自己準拠	80%	76%

本検査の目的は、グループとしての自己準拠効果を調べるのではなく、個々の被験者ごとの判定である。その際、Craik & Tulving (1975) および Rogers et al. (1979) らの先行研究より、自己準拠効果を含む処理水準効果 levels-of-processing effect は一般に堅固な記憶現象であり、その後の研究でも、少なくとも学童期後半において、処理水準効果 (自己準拠効果とも) が現れることが繰り返し報告されている。

以上の根拠にもとづき、各被験者ごとに再認数を調べ、それが「自己準拠>音韻、意味」のパターンを示した場合に“自己準拠効果あり”と判定した。

その結果、司法群のうち、自己準拠効果を示した者が20名中7名であった。一方、一般群の中で自己準拠効果を示したのは24名中10名であり、自己準拠効果の有無については、両群に有意な分布のかたりはみられなかった (カイ自乗検定)。(表3参照)

表3 両群における自己意識発達の人数

自己準拠効果	あり	なし
司法群 (N=20)	7	13
一般群 (N=24)	10	14

3. 心の理論

「方法」に記載した基準にもとづき、課題の成績を3つの段階に分けた。

両群の成績を表4に示す。

表4 両群における心の理論課題の通過人数

	司法群 (N=20)	一般群 (N=24)
非通過	0	0
1次通過	2	3
2次通過	18	21

司法群、一般群とも、第1段階の質問に正答できなかった被験者はみられず、いずれの参加者も基本的な他者思考の推論能力を有することが伺えた。

次に、第1段階を通過しながら、第2段階の質問に正答できなかった被験者は僅かながら両群ともに存在した。回答後の本人の説明をもとに誤答した原因を推測すると、被験者が独自の(検者から説明されていない)前提を導入したり(例、“サリーは部屋を覗いていないふりをしないといけないから”)、必然性に乏しい理由づけ(例、“まず何となく自分が入れたバスケットをみようとするので”)をしていることが要因であると考えられた。

以上の事例を除き、表4が示すように、両群ともほとんどの被験者が第2段階を容易に通過できており、司法群、一般群とも他者の思考内容についての一般的な推論能力を有していると考えられた。

4. 生育環境

本項目は、被験者(一般群)の選定段階で使用しているため、本来は「方法」の項目で調査結果を解説すべきであるが、今回の研究で調べた他の3検査と合わせて考えるうえで、ここで結果を述べる。

司法群については、質問紙で調べた9項目のうち、「項目1」(身体的虐待)、「項目4」(家族の物質乱用)、「項目5」(家族の服役歴等)、「項目6」(家族の精神的問題)、「項目7」(家庭内暴力)、「項目8」(保護者の不在)が該当し、このうち項目1と項目7は同一人物であった。一般群は、このプロフィールに近い外来通院者から募った。両群の該当項目と人数を表5に示した。

表5 両群における心の理論課題の通過人数

	司法群	一般群
項目1	1*	2**
項目2	0	0
項目3	0	0
項目4	1	1
項目5	1	0
項目6	1	2
項目7	1*	1**
項目8	1	1
項目9	0	0
合計該当数:	6	7
該当実人数:	5	6

注) * および ** については同一人物

司法群については、20名において計6項目(一人平均0.3項目)の逆境が該当しており、一般生徒群を対象とした著者らの準備的調査(一人平均1.4項目)に比べてやや高い値を示した。

【考察】

本研究では、家庭裁判所に係属した司法群と一般群について、年齢、性別、逆境要因を統制したうえで、自己意識の発達、“心の理論”の能力、知的発達を調べて比較することにより、広汎性発達障害のうちハンディキャップが軽度と思われがちなアスペルガー障害あるいは特定不能型の広汎性発達障害の少年における社会的問題行動と関連する要因を探った。

予想に反し、本研究からは心の理論のみならず自己意識の発達も司法事例化の重要な要因とは考えがたいことを示す結果が得られた。本研究では逆境的要因を統制したことを考えると、上記結論の信頼性はある程度まで堅固であると考えられる。

著者らの先行研究では、本研究で用いた自己準拠課題において定型発達者（青年から成人）は自己意識による記憶促進効果を示すのに対して、自閉性障害およびアスペルガー障害ではその効果が減弱していることが見出された。一方、特定不能型の広汎性発達障害については、この効果は充分には調べられていない。

本研究では、群単位の統計的比較は行わず、各被験者について自己準拠効果を調べて、効果（+）の人数分布を調べたところ、両群に有意差はみられなかった。さらに、自己準拠効果について補足の分散分析を2群間で行ったところ、両群に有意差は見出されなかった。これらの結果は、自己意識の発達は、特に広汎性発達障害をもつ少年の司法事例化に関連する要因とは考えがたいことを示唆している。以上の議論は、心の理論についても当てはまると考えられる。

本研究で司法群と一般群に見出された相違として、知能指数の分布パターンの相違が上げられる。これが司法事例化にどのように関与しているかは不明であるが、低IQのサブグループについては、学習上の不適応が重なることで、広汎性発達障害に伴う社会性の困難に、さらに付加的に不利が発生した可能性が考えられる。一方、高IQのサブグループが司法事例化する経緯については、今回の研究から推測することは困難である。

上記以外の要因としては診断の影響が考えられる。司法群では、家庭裁判所係属段階で既に広汎性発達障害の診断を受けていた者はわずか1名であった。そのため、周囲はハンディキャップに気づかず、本人はサポートを得られないまま生活が進行したケースが大半であることが予想される。また、問題発生の初期段階で（一般群と違い）診断を受けていなかったことが、混乱から事件への発展を未然に防止できなかった要因の1つであった可能性も考えられる。

本研究の方法論についてはいくつかの課題が存在する。まず、比較するグループについて生育環境の要因は一応統制したものの、顕著な逆境9項目のみが選ばれている。さらに、対象は（平均上）強い逆境（およびその累積）を持たない者が中心である。今後の研究では、より逆境性の強いグループ同士を比較するとともに、不適応の状況についてもより詳細な評価方法を用いることが重要になると思われる。また、被験者の募集段階で、生育環境が司法群とマッチするよう対照群を選択するというデザインは、司法事例化の要因を探求するうえでは必ず

しも適切ではなかった可能性が考えられる。今後は、よりランダムな母集団の設定を行うとともに、調べる要因間の相互作用も考慮に入れて研究を進める必要があると思われる。

【参考文献】

十一元三, 神尾陽子. 自閉症者の自己意識に関する研究. 児童青年精神医学とその近接領域 42:1-9, 2001

十一元三. 性非行にみるアスペルガー障害—認知機能検査所見と性非行の特異性との関連—. 児童青年精神医学とその近接領域 43:290-300, 2002

十一元三, 崎濱盛三. アスペルガー障害の司法事例—性非行の形式と動因の分析—. 精神神経学雑誌, 104:561-584, 2002

Toichi M, Kamio Y, Okada T, Sakihama M, Youngstrom EA, Findling RL, Yamamoto K. A lack of self-consciousness in autism. *American Journal of Psychiatry* 159: 1422-1424, 2002

十一元三. アスペルガー障害と社会行動上の問題. 精神科治療学 19:1109-1114, 2004

十一元三. 司法領域における広汎性発達障害の問題. 家庭裁判月報 58:1-42, 2006